

令和3年度福岡市高速鉄道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和3年度高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 車 両 数	220両
2. 年間走行キロメートル	18,713,352キロメートル
3. 年間輸送人員	117,201,500人
4. 一日平均輸送人員	321,100人
5. 主要な建設改良事業	
(1) 七隈線延伸事業	事業費 11,429,000 千円
(2) 営業線改良事業	事業費 5,438,433 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補てんするため、企業債（特別減収対策）8,052,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款	高 速 鉄 道 事 業 収 益	29,238,617千円
第1項	営 業 収 益	23,990,130千円
第2項	営 業 外 収 益	4,922,941千円
第3項	特 別 利 益	325,546千円
支 出		
第1款	高 速 鉄 道 事 業 費 用	30,358,588千円
第1項	営 業 費 用	27,191,483千円
第2項	営 業 外 費 用	2,932,152千円
第3項	特 別 損 失	224,953千円
第4項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,299,024千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	30,685,978千円
第1項	企業債	19,394,000千円
第2項	出資金	3,308,257千円
第3項	補助金	7,621,559千円
第4項	雑収入	362,162千円

支 出		
第1款	資本的支出	45,985,002千円
第1項	建設改良費	16,867,433千円
第2項	企業債償還金	28,929,061千円
第3項	補助金返還金	188,508千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業線修繕事業	令和4年度	千円 262,000
七隈線延伸事業	令和4年度	2,650,000
営業線改良事業	令和4年度から 令和9年度まで	令和4年度以降 30,348,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 速 鉄 道 事 業 費	千円 8,909,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
高 速 鉄 道 事 業 特 例 債	300,000			
特 別 減 収 対 策 企 業 債	8,052,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 高速鉄道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,407,858 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、379,000 千円と定める。

令和3年2月24日提出

福岡市長 高 島 宗一郎